

公益財団法人香川県国際交流協会外国人住民支援事業費助成金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人香川県国際交流協会は、国際交流団体等が行う外国人住民支援事業に対して助成金を交付するものとする。

(助成対象団体)

第2条 前条に規定する国際交流団体等とは、次に掲げる団体をいう。

- (1) 国際交流、国際協力又は多文化共生を推進することを目的とする団体（ただし、公共的団体を除く。）
- (2) その他、理事長が適当と認める団体

(助成対象事業)

第3条 助成対象事業は、助成対象団体が実施する外国人住民支援事業のうち、先進的な事業で、次に掲げるものとする。

- (1) 外国籍児童生徒・その保護者等への日本語又は母語による学習、生活支援
 - (2) 外国人住民への防災支援
 - (3) 就学・進路など教育相談、その他生活相談
 - (4) 外国人住民の自立と社会参加支援
 - (5) その他外国人住民支援で、理事長が適当と認める事業
- 2 前項に掲げる事業であっても、香川県から補助金が交付される事業については助成金を交付しない。
- 3 助成金を交付する事業は、同一年度において1団体1事業とする。
- 4 国際交流事業費等助成金交付要綱（平成25年4月1日施行）による助成申請と重複できない。

(助成対象経費)

第4条 対象となる経費は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 旅費（当該助成対象事業に要する職員旅費及び講師等旅費）
 - (2) 謝金（講師、通訳等謝金）
 - (3) 会場費（会場使用料等）
 - (4) 印刷費（資料等印刷費）
 - (5) 通信運搬費（郵送料、広告料及び運搬費）
 - (6) 消耗品費（消耗品購入費）
 - (7) その他理事長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は助成対象としない。
- (1) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費
 - (2) 他用途に転用可能な備品整備等

(助成金の額)

第5条 助成金は、予算の範囲内で、1事業について事業費の10分の10以内の額を交付するものとする。

ただし、1事業について10万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体の長は、助成金交付申請書(別紙様式第1号)を理事長に提出するものとする。

(交付決定)

第7条 理事長は、助成金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは助成金の交付を決定するものとする。

(助成金の交付)

第8条 理事長は、助成金の交付を決定したときは、申請者の求めにより助成金を交付する。この場合において、前払いの方法により交付することができるものとする。

(事業実績報告書)

第9条 助成金の交付を受けた団体の長は、事業終了後、速やかに事業実績報告書(別紙様式第2号)を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第10条 理事長は、前条の規定による事業実績報告書に基づき、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

(助成金の返還)

第11条 理事長は、助成金の交付を受けた団体が事業の一部又は全部を中止したとき、もしくは助成金を交付対象事業以外に使用したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の場合において、理事長は当該取り消しに係る部分に関して、助成金の返還を命ずるものとする。

(事業等の公開)

第12条 理事長は、助成金の交付を受けた団体の名称、助成金の交付対象事業及び助成金の額を公開することができる。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

公益財団法人香川県国際交流協会
理事長 多田野 榮 殿

所在地

団体名

代表者氏名

外国人住民支援事業費助成金交付申請書

次のとおり事業を実施しますので、公益財団法人香川県国際交流協会外国人住民支援事業費助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 事業に要する経費
- 3 助成額
- 4 助成金受入口座 _____銀行_____支店 (普通・当座)
口座番号 _____
(フリガナ)
口座名義 _____

※必ず、申請団体名義の口座について、ご記入ください。

- 5 添付書類
 - ① 当該事業計画の概要及び収支計画書
 - ② 過去における活動実績
 - ③ 団体の規約
 - ④ その他参考となる資料

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

公益財団法人香川県国際交流協会
理事長 多田野 榮 殿

所在地

団体名

代表者氏名

外国人住民支援事業費助成金実績報告書

次のとおり事業を実施しましたので、公益財団法人香川県国際交流協会外国人住民支援事業費助成金交付要綱第9条の規定により、実績報告書を提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業に要した経費
- 3 助成金の額
- 4 添付書類 当該事業の実績及び収支決算書（助成金に係る領収書のコピー貼付）